

# モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅶ-3-1))

施策目標名	災害に際し応急的な支援を実施すること(Ⅶ-3-1)							
施策の概要	本施策は、災害時の被災者等に対し適切な福祉サービスを提供するために行っています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	災害救助法(昭和22年法律第118号)により、国は災害に対して、地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力の下に、応急的な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることとされています。							
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応している。</p> <p>(項)災害救助等諸費[平成25年度予算額:542百万円]</p> <p>①「災害救助法」に基づき、都道府県が支弁する応急救助費の一部負担</p> <p>②「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき都道府県が災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金等の一部負担</p> <p>③「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき地方公共団体が災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金の原資の貸付け</p>							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	201,500	201,500	201,500	201,500	201,500	-
		補正予算(b)	242,934	30,200,010	457,723,867	643,319	-	
		繰越し等(c)						
		合計(a+b+c)	444,434	30,401,510	457,925,367	844,819	201,500	-
	執行額(千円、d)	407,494	30,401,509	457,925,367	844,819			
執行率(%、d/(a+b+c))	92%	100%	100%	100%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				
測定指標	指標1 災害が発生し又は発生するおそれが生じ、災害救助法が適用された場合における避難所の設置状況	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		-	100	100	100	100	100	-
	年度ごとの目標値		100%	100%	100%	100%	100%	
	指標2 被害が発生してから避難所が設置されるまでの時間	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
-		-	-	-	-	-	-	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
参考・関連資料等	<p>関連法令:災害救助法(昭和22年法律第118号)</p> <p><a href="http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe2.cgi?MODE=horei&amp;DMODE=SEARCH&amp;SMODE=NORMAL&amp;KEYWORD=%8d%0%8a%51%8b%7e%8f%95%96%40&amp;EFSNO=1654&amp;FILE=FIRST&amp;POS=0&amp;HITSU=7">http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe2.cgi?MODE=horei&amp;DMODE=SEARCH&amp;SMODE=NORMAL&amp;KEYWORD=%8d%0%8a%51%8b%7e%8f%95%96%40&amp;EFSNO=1654&amp;FILE=FIRST&amp;POS=0&amp;HITSU=7</a></p>							
担当部局名	社会・援護局災害救助・救援対策室	作成責任者名	災害救助・救援対策室長 乗越 徹哉	政策評価実施時期	平成25年8月			